平成２６年（フ）第１２５号
東京都練馬区錦２丁目８－７－203
債務者　田中　洋一
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３０号
千葉県千葉市中央区祐光１丁目30－１－305
債務者　佐藤　　健
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３５号
千葉県香取市五郷内1422－４
債務者　加藤　祥文（旧姓朝原）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３８号
東京都小平市美園町３丁目５－２－203
債務者　秋保　　篤
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３９号
東京都小平市美園町３丁目５－２－203
債務者　アキホ　ルビー　バルヨ
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４０号
東京都町田市小山町3310－３　Ｃ－303、住民票上の住所兵庫県西宮市段上町３丁目８－25
債務者　大和　通子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４１号
埼玉県川口市原町８－５－102
債務者　三宅　　哲
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４３号
神奈川県横浜市緑区十日市場町874－８－105
債務者　寺西　義雄
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２６号
岡山市南区当新田490番地１　40番館６号
債務者　柴田　　満
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６１号
愛媛県大洲市大洲671番地13
債務者　山本　隆則
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月13日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第１３号
長崎県平戸市戸石川町315番地、従前の住所滋賀県近江八幡市鷹飼町南４丁目１番地３
債務者　下條　　浩
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後２時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第６０７号
静岡市駿河区敷地１丁目18番１－102号
債務者　手塚　真司
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５１号
静岡県島田市岸町548番地の１
債務者　紅林　徳道
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４号
大分県速見郡日出町大字藤原2012番地７アイビースクエアえのきＢ101
債務者　福島　　徹
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第５７０号
栃木県日光市木和田島3217番地14
債務者　田中　文子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６５６号
栃木県鹿沼市上石川1163番地６　エスペランサＡ101、前住所栃木県鹿沼市深津697番地５
債務者　山崎　育美（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係